

広島県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年五月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名       | 供用を開始する区間                                     | 供用を開始する日    |
|-----------|---|-------------|
| 県道府中世羅三和線 | 三次市三和町敷名字陰地二〇三七番一地从り<br>三次市三和町敷名字陰地二〇二〇番四地先まで | 平成二十四年四月十九日 |